

個人住民税は原則すべて特別徴収(給与からの天引き)です



個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)とは？



事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市・町民税と県民税)を天引きして、市町へ納入していただく制度で、**法律で義務づけられています(地方税法第321条の4及び各市町条例)**。



事業主の方は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、**原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収**していただく必要があります。(従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含みます。)

**特別徴収は
法律上の
義務です。**

特別徴収による納税手続きの流れ



従業員
(納税義務者)

4 特別徴収税額決定通知書の
配付(納税義務者用)
(5月31日まで)

5 住民税を給与から天引き
(6月分から翌年5月分まで)



事業主
(特別徴収義務者)

1 給与支払報告書の提出
(1月31日まで)

2 税額の計算
3 特別徴収税額決定通知書の
送付(特別徴収義務者の指定)
(5月31日まで)

6 住民税を納入
(翌月10日まで)



市町

特別徴収に関する広島県内市町の問い合わせ先

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
広島市	市民税課	082-504-2089	江田島市	税務課	0823-43-1636
呉市	市民税課	0823-25-3196	府中町	税務課	082-286-3143
竹原市	税務課	0846-22-7732	海田町	税務課	082-823-9204
三原市	市民税課	0848-67-6031	熊野町	税務住民課	082-820-5603
尾道市	市民税課	0848-38-9152	坂町	税務住民課	082-820-1503
福山市	市民税課	084-928-1021	安芸太田町	税務住民課	0826-28-2114
府中市	税務課	0847-44-9126	北広島町	税務課	0826-72-7351
三次市	課税課	0824-62-6122	大崎上島町	税務課	0846-65-3114
庄原市	税務課	0824-73-1146	世羅町	税務課	0847-22-5300
大竹市	税務課	0827-59-2128	神石高原町	住民課	0847-89-3334
東広島市	市民税課	082-420-0910	制度の内容や手続きなどの詳細は 広島県 個人住民税特別徴収 検索 		
廿日市市	課税課	0829-30-9113			
安芸高田市	税務課	0826-42-5614			